ＸⅢ　浜北西高等学校いじめ防止基本方針

第１章　基本的事項
　１　いじめの定義
　２　いじめの理解
　３　基本的な考え方

第２章　組織の設置
　１　組織の設置
　２　役割等

第３章　いじめの防止
　１　生徒に対して
　２　教員に対して
　３　学校全体として
　４　家庭、地域、関係機関に対して
　５　年間計画
　６　いじめ防止体制（詳細は、フローチャート）

第４章　いじめの早期発見
　１　早期発見に向けて
　２　いじめの早期解決に向けて
　３　年間計画

第５章　いじめに対する措置
　１　いじめられた生徒への対応
　２　いじめた生徒への対応
　３　学校としての取組
　４　いじめ発生時の体制（詳細は、フローチャート）

第６章　重大事態への対処
　１　重大事態とは
　２　重大事態の報告
　３　重大事態の調査
　４　情報の提供
　５　報道への対応
　６　重大事態発生時の体制（詳細は、フローチャート）

第１章　基本的な事項

１　いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。【いじめ防止対策推進法】

具体的ないじめの表れとしては、以下のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと､危険なことをされたり､させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、 情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

２　いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ、無視、陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、いじめを受けた経験を全く持たなかった児童、生徒は１割程度、いじめた経験を全く持たなかった児童、生徒も１割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかる。

加えて、いじめた、いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒も、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

3　基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていくことが必要である。「地域の生徒は地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むことが大切である。

第２章　組織の設置

1　組織の設置

「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、副校長、教頭、生徒指導課長、保健課長、養護教諭、学年主任、（スクールカウンセラー）とする。

いじめの相談があった場合には、必要に応じて、生徒課職員、ＨＲ担任、部活動顧問を加える。また、必要に応じてＰＴＡ役員、学校評議員や外部の専門家などを随時、委員とすることができる。

2　役割等

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ防止対策委員会」への報告を怠ることがないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定める。

いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。

第３章　いじめの防止

1　生徒に対して

（１）生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

（２）わかる授業を行い、生徒に基礎、基本の定着を図るとともに学習に対する達成感、成就感を育てる。

（３）意図的、計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育む。

（4）学級活動、生徒会活動などでは、日常生活などとの関連を図り、生徒が主体的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の充実を図る。
（5）学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

2　教員に対して

（1）生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるようなホームルーム経営に努め、生徒のよさや可能性を認める姿勢で、生徒との信頼関係を深める。
（2）生徒が自己実現を図れるように、生徒が生きる授業を日々行うことに努める。
（3）生徒の思いやりの心や命の大切さを育むホームルーム指導（「人間関係づくりプログラム」の活用等で）の充実を図る。
（4）「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
（5）生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
（6）「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
（7）問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

3　学校全体として

（1）全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
（2）いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
（3）「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
（4）「いじめ防止対策委員会」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

4　家庭、地域、関係機関に対して

（1）生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
（2）「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、学校ホームページ等で伝えて、理解と協力をお願いする。
（3）進学時には、中学校、高等学校の縦の接続を大切にし、生徒の生活全般や家庭環境、生育や発達、心理、医療に関する情報交換を行い、受入れ後の指導に生かす。
（4）教育委員会や児童相談所、警察署等と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した指導を行う。

5　年間計画　　別表資料参照

6　いじめ防止体制（詳細は、フローチャート）

第4章　いじめの早期発見

1　早期発見にむけて

（1）いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒の側からも出ている。深刻な事態を招かないためにも生徒たちのわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くす。

（2）定期的に無記名アンケートなどを実施したり、生徒のストレスの状況を確認したりするなど、日頃から生徒の心の状態を把握し、いじめの早期発見に努める。
（3）いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
（4）相談窓口
ア　学校内
「いじめ防止対策委員会」管理職（教頭）・養護教諭・スクールカウンセラー
イ　公的な窓口
24 時間こども SOS ダイヤル 0120-078-310（チャット相談も可）
こどもの人権 110 番　　0120-007-110（インターネットや LINE 相談も可）

2 いじめの早期解決に向けて

（1）「いじめ防止対策委員会」を招集し、ケース会議を開催する。
（2）多方面からの情報収集により、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導計画等を決定する。
（3）解決に向け、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲の生徒への指導、保護者への対応等に適切に取り組む。
（4）継続的に経過観察を行うとともに、再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検する。

3　年間計画　　別表資料参照

第 5 章　いじめに対する措置

1 いじめられた生徒への対応

（1）生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施するなど早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。
（2）人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
（3）保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
（4）いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し、解決に向けた支援を行う。
（5）養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス･ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。

2 いじめた生徒への対応

（1）事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び継続的な指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
（2）いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
（3）教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加える。

3 学校としての取組

（1）教育委員会に事実関係を報告する。
（2）いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を

育むための指導方法の改善を図る。

（3）学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

（4）学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながらいじめのない学校にする。

4　いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。

5　いじめ発生時の体制（詳細は、フローチャート）

第６章　重大事態への対処

1　重大事態とは

（1） いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

ア　生徒が自殺を企図した場合

イ　身体に重大な障害を負った場合

ウ　金品等に重大な被害を被った場合

エ　精神性の疾患を発症した場合　等

（2）欠席の原因がいじめであると疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

（3）生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2　重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

3　重大事態の調査

重大事態が生じた場合は、教育委員会に報告し、その判断のもと、組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査を行う。

4　情報の提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

5　報道への対応

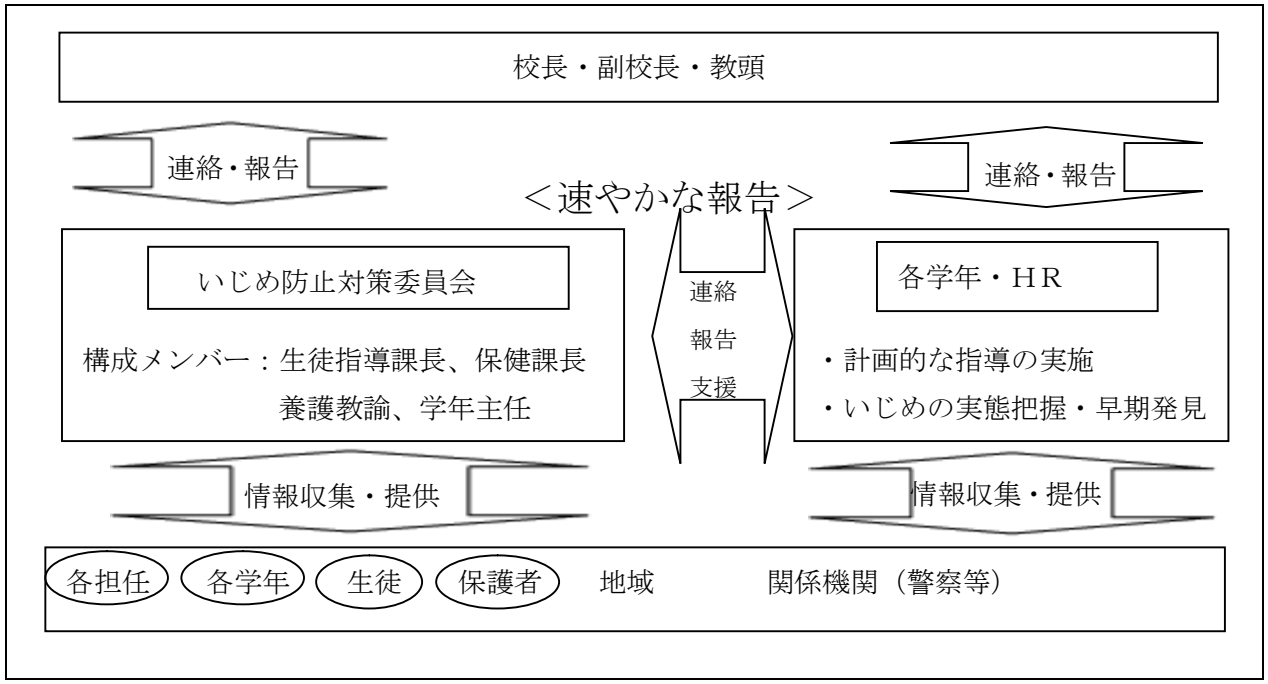
個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

6　重大事態発生時の体制（詳細は、フローチャート）

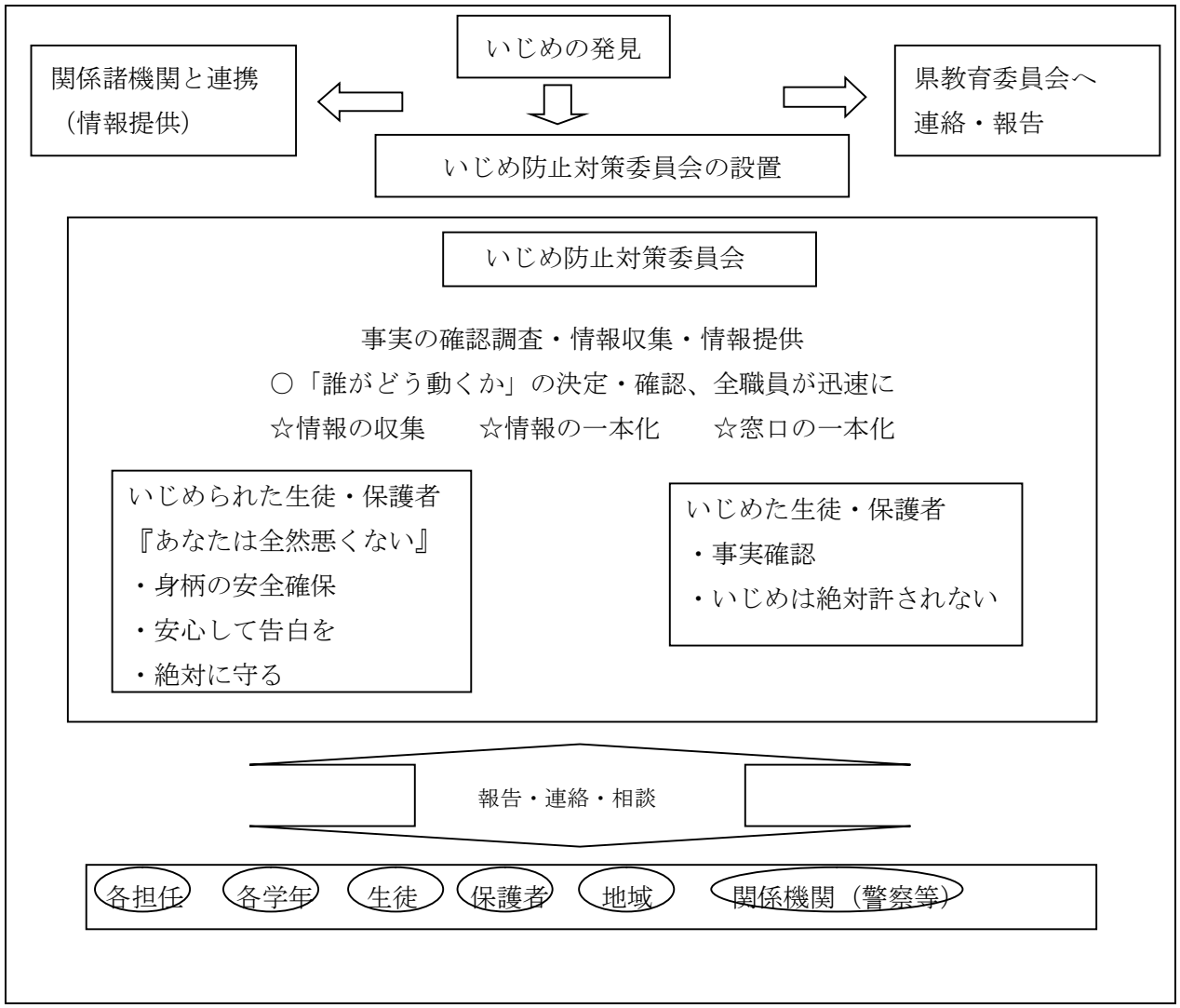
別表　　いじめ防止のための年間計画

	いじめの未然防止・早期発見	その他
4月	いじめ防止基本方針の公表（学校ＨＰ） いじめ防止基本方針の説明（生徒、1年保護者） 面談週間（全学年）	いじめ防止対策委員会設置 第1回いじめ防止対策委員会 いじめ防止基本方針配布
5月	いじめ防止基本方針の説明（2，3年保護者） 公開授業（全学年）	ＰＴＡ総会
6月		学校評議員会
7月	授業評価（全学年） 三者面談（全学年）	学年保護者会 進路ガイダンス
8月	三者面談（全学年）	
9月	面談週間（全学年） いじめアンケート（全学年）	第2回いじめ防止対策委員会
10月	公開授業（全学年）	学年保護者会（2年）
11月		
12月	授業評価（全学年）	
1月	いじめアンケート（全学年） 体罰アンケート（全学年）	第3回いじめ防止対策委員会
2月	学校評価	学校評議員会
3月	いじめ防止基本方針の見直し	
その他	昇降口指導（通年） 各種健康診断（随時）、教育相談担当者会議（通年） 健康観察（通年）、学年だより（随時） チャレンジ授業（随時）	スクールカウンセラー （随時） スクールソーシャルワーカー （随時）

いじめ防止体制（平常時）



いじめ防止体制（発生時）



いじめ防止体制（重大事態発生時）

